

令和 7 年度 大阪地方最低賃金審議会

第 363 回総会（令和 7 年度第 1 回） 会議次第

令和 7 年 6 月 12 日（木） 午前 9 時 00 分
（大阪合同庁舎第 2 号館第 5 階共用 C 会議室）

1 開 会

2 議 事

（１）審議会会長及び会長代理の選出について

（２）小委員会等の設置について

（３）その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第363回総会

(令和7年度 第1回総会)

資 料 目 次

資料 1	大阪地方最低賃金審議会委員名簿（第49期）	・ ・ ・ 1
資料 2	大阪地方最低賃金審議会運営規程	・ ・ ・ 3
資料 3	労働組合からの最低賃金改正等に係る要請書	・ ・ ・ 5

大阪地方最低賃金審議会委員名簿（第49期）

令和7年5月1日現在

	氏 名	現 職	備考
公益委員	表田 充生	神戸学院大学法学部 教授	
	岸本 佳浩	弁護士	
	北川 亘太	関西大学経済学部 教授	
	衣笠 葉子	近畿大学法学部法律学科 教授 法学部長	
	村上 礼子	近畿大学経済学部総合経済政策学科 准教授	
	森 詩恵	大阪経済大学 経済学研究科長 経済学部 教授	
労働者委員	上森 諭	ヤマト運輸労働組合新大阪支部 支部執行委員長	新任
	大川 芳男	U Aゼンセン大阪府支部 主任	新任
	狼谷 將之	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 大阪地方協議会 事務局長	
	澤谷 誓之	日本労働組合総連合会大阪府連合会副事務局長	
	清水 隆生	J A M大阪 書記長	
	土井 沙織	ライフ労働組合 地区事務局長	
使用者委員	北畠 いづみ	有限会社エアーテック 専務取締役	
	實松 恭子	株式会社パソナ 常務執行役員 関西営業本部 本部長	新任
	柴田 昌幸	大阪府中小企業団体中央会 専務理事	
	土井 玲子	株式会社ドゥ・ワン・ソーイング 専務取締役 管理本部長	
	中村 裕子	大阪商工会議所 総務企画部長 企画広報室長	新任
	平岡 潤二	公益社団法人関西経済連合会 労働政策部長	

(五十音順)

大阪地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 大阪地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、大阪労働局長、6人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により、大阪労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、大阪労働局長に通知するものとする。

(小委員会等の設置)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成するものとする。

2 議事録及び議事要旨並びに会議の資料は、原則として公開とする。ただし、議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、非公開とすることができる。

3 前2項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見等の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書等を大阪労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年4月27日から施行する。

この規程は、平成14年4月24日から施行する。

改正 この規程は、令和4年7月6日から施行する。

2025年3月21日

大阪労働局長 殿
大阪地方最低賃金審議会会長 殿

全大阪労働組合総連合
議長 福岡

泰 溜

最低賃金審議会委員の公正任命と

最低賃金審議会の公開を求める要請書

労働者のくらしは、四半世紀を超える実質賃金の低下と、異常な物価高騰によって深刻な事態が続いています。特に女性・青年労働者や非正規労働者を中心に雇用と賃金の不安が広がり、暮らせない事態が生じています。2024年10月改定により最低賃金は、全国加重平均1,055円となり大阪では、目安通り50円引き上がり1,114円となりましたが、急激な物価高騰のなか、最低賃金近くで働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。

徳島県が目安以上の84円引き上げたことは、「大幅な引き上げは可能である」ということを示しています。また、全労連が全国で実施した「最低生計費試算調査」では、必要な生計費はどこでも時間額1,500円以上の結果となりました。大阪労連が、2024年に再調査した結果、大阪市内に住む25歳ひとり暮らしで普通に暮らすために必要な金額は、月額274,021円、時間額1,827円であることが明らかとなりました。最低賃金1,114円では生活は苦しく、大幅な引き上げが必要です。最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきであり、あわせて中小企業支援と最低賃金の引き上げをセットにし、中小企業も労働者も元気になる制度が必要です。「だれでもどこでも安心して生活できる」日本を築いていくことが重要となります。最低賃金の決定に当っては、最低賃金審議会での調査審議が大きな役割を果たします。そのため、労働者代表である労働者委員は、幅広い職種・団体から任命されるべきです。

大阪労連は、全国一律最低賃金制度確立の政策提起をはじめ、必要生計費調査・最低賃金生活体験・生活証言運動などを通じて現行地域別最低賃金の不当な低さを告発し、法定最低賃金の大幅な引き上げを求めてきました。あわせて、最低賃金審議会の労働者委員を推薦し、貴職に対し公正・公平な任命を要請してきましたが、労働局長の裁量事項として「総合的判断」との理由で明確な理由も示されず、不公正な任命が続けられてきました。また、昨年より専門部会の公開が実現しましたが、傍聴は初回のみとなっています。

以上のことから最低賃金決定に関わるすべての審議会・専門部会の公開と、審議会委員任命については、公正な立場から任命することを強く求めます。つきましては、下記事項の実現を要請致します。

記

1. 大阪労連加盟組織及び大阪労連推薦者を最低賃金審議会委員に任命すること。
 - ・任命根拠及びプロセスを明らかにすること。
 - ・審議会委員立候補者の面談を実施すること。
 - ・任期途中の欠員の場合、当初立候補者から順次任命することとし、また、退任した組織からの任命は行わないこと。
2. 最低賃金審議会、同専門部会のすべてを公開し、民主性・公開性を貫くこと。
 - ・現場労働者の声を反映させるべく、希望者による意見陳述の機会等を継続すること。
 - ・専門部会をすべて公開し、専門部会で配布される資料を公開すること。
 - ・実施調査の内容を明らかにし、結果の報告及び調査に係る資料など開示すること。
3. 大阪労働局として、公益委員との懇談を実施すること。
4. 最低賃金違反をなくすためにも監督官を増員し、監督行政の強化をはかること。



以上